

「広告審査に係る審査基準」新旧対照表

(下線部分変更箇所)

改正前	改正後																																								
<p>I. 広告出稿審査の対象となる広告に関する基準</p> <p>1. 広告出稿審査の対象となる広告の種類</p> <p style="text-align: center;">〈中略〉</p> <p>2. テレビCM(個人向け無担保無保証貸付)に関する遵守事項等</p> <p>(1) 「貸付け条件等の表示」については、規則第 45 条で定める以下の事項を、施行規則第 12 条第 3 項で定めたとおり「明瞭かつ正確」に表示する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>各項目</th> <th>大きさ</th> <th>秒数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①貸付利率</td> <td>32 級以上</td> <td>2.8 秒以上</td> <td>[大きさ]小数点以下については 20 級以上</td> </tr> <tr> <td>②遅延損害金(利率)</td> <td>12 級以上</td> <td>2.8 秒以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③年齢制限</td> <td>12 級以上</td> <td>2.8 秒以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④その他の事項</td> <td>8 級以上</td> <td>特に指定しない</td> <td>・法第 15 条及び施行規則で定める事項を表示 ・貸金業協会審査承認番号を表示 ・協会員であることを示す、協会員番号及び貸金業協会マークを表示</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 文字の大きさは、最低 15 インチのディスプレイを使用した場合を基準とする</p> <p>(2) 「啓発文言」については、過剰借入れへの注意喚起を目的とし、以下の事項を要素とした文言を表示する。(規則第 46 条第 1 項)</p> <p>① 契約内容の確認(文言例 契約内容をご確認ください)</p> <p>② 使い過ぎ借り過ぎへの注意喚起(文言例 収入と支出のバランスを大切に)</p> <p>③ 計画性のある借入れ(文言例 無理のない返済計画を)</p> <p>(3) (2)で定める事項を表示するにあたっては、次の事項に留意する。(規則第 46 条第 2 項)</p> <p>① 貸付条件表示と別に単独で表示すること。</p> <p>② 啓発文言を表示する際、とりきり表示とし、露出秒数を 15 秒広告の場合は、1.5 秒以上とし、30 秒広告の場合は 2.0 秒以上とする。</p> <p>③ 啓発文言表示は、ゴシック体にて 18 級以上とし、社名表示は C I 文字を使用せず 15 級以下とする。また、その他付随する文言を表示する場合は 8 級とする。</p> <p>(4) 「表現内容」については、以下の事項に留意する(規則第 47 条)また、法第 16 条各項に規定されている誇大広告に抵触しないようにし、基準Ⅲ、基準Ⅳで定める事項を遵守する。</p> <p>① 安易な借入れを助長する表現、又はその疑いのある表現を排除すること。</p> <p>② ホームページアドレスを表示する場合、当該ホームページ内には、定められた啓発文言の表示があること。また、当該ホームページ内に返済シミュレーションを備えること。</p> <p>③ 同一内容の 15 秒 CM を 2 回続けて放送する、いわゆる 2 段積み放送は行わないこと。</p> <p>(5) 「放送時間帯、総量及び放映番組」については、以下の事項に留意する。(規則第 48 条)</p> <p>① 以下に定める児童・青少年に配慮する時間帯には原則として放送を行わないこと。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 7 時～9 時</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ <u>17 時～22 時</u></p> <p>② 全国の放送局で選定する「青少年に見てほしい番組」への放送は行わないこと。</p> <p>③ ギャンブルを主体とした番組への提供は行わず、また、当該番組前後へのスポット CM についても配慮すること。</p> <p>④ 以下に定める放送量範囲での放送とすること。(地上波放送に適用)</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 各放送エリアにおける放送総量：月間 100 本以内とし(15 秒=1 本換算)、<u>22 時</u>から <u>24 時</u>の時間帯の放映数上限は 50 本とすること。</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 前号に規定する放送エリアについては、次に掲げる場合を除いて一道県を 1 放送エリアとする。</p> <p style="margin-left: 40px;">(i) 関東放送エリアは、1 都 6 県(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県)とする。</p> <p style="margin-left: 40px;">(ii) 近畿放送エリアは、2 府 4 県(大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県)とする。</p>	各項目	大きさ	秒数	備考	①貸付利率	32 級以上	2.8 秒以上	[大きさ]小数点以下については 20 級以上	②遅延損害金(利率)	12 級以上	2.8 秒以上		③年齢制限	12 級以上	2.8 秒以上		④その他の事項	8 級以上	特に指定しない	・法第 15 条及び施行規則で定める事項を表示 ・貸金業協会審査承認番号を表示 ・協会員であることを示す、協会員番号及び貸金業協会マークを表示	<p>I. 広告出稿審査の対象となる広告に関する基準</p> <p>1. 広告出稿審査の対象となる広告の種類</p> <p style="text-align: center;">〈中略〉</p> <p>2. テレビCM(個人向け無担保無保証貸付)に関する遵守事項等</p> <p>(1) 「貸付け条件等の表示」については、規則第 45 条で定める以下の事項を、施行規則第 12 条第 3 項で定めたとおり「明瞭かつ正確」に表示する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>各項目</th> <th>大きさ</th> <th>秒数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①貸付利率</td> <td>32 級以上</td> <td>2.8 秒以上</td> <td>[大きさ]小数点以下については 20 級以上</td> </tr> <tr> <td>②遅延損害金(利率)</td> <td>12 級以上</td> <td>2.8 秒以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③年齢制限</td> <td>12 級以上</td> <td>2.8 秒以上</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④その他の事項</td> <td>8 級以上</td> <td>特に指定しない</td> <td>・法第 15 条及び施行規則で定める事項を表示 ・貸金業協会審査承認番号を表示 ・協会員であることを示す、協会員番号及び貸金業協会マークを表示</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 文字の大きさは、最低 15 インチのディスプレイを使用した場合を基準とする</p> <p>(2) 「啓発文言」については、過剰借入れへの注意喚起を目的とし、以下の事項を要素とした文言を表示する。(規則第 46 条第 1 項)</p> <p>① 契約内容の確認(文言例 契約内容をご確認ください)</p> <p>② 使い過ぎ借り過ぎへの注意喚起(文言例 収入と支出のバランスを大切に)</p> <p>③ 計画性のある借入れ(文言例 無理のない返済計画を)</p> <p>(3) (2)で定める事項を表示するにあたっては、次の事項に留意する。(規則第 46 条第 2 項)</p> <p>① 貸付条件表示と別に単独で表示すること。</p> <p>② 啓発文言を表示する際、とりきり表示とし、露出秒数を 15 秒広告の場合は、1.5 秒以上とし、30 秒広告の場合は 2.0 秒以上とする。</p> <p>③ 啓発文言表示は、ゴシック体にて 18 級以上とし、社名表示は C I 文字を使用せず 15 級以下とする。また、その他付随する文言を表示する場合は 8 級とする。</p> <p>(4) 「表現内容」については、以下の事項に留意する(規則第 47 条)また、法第 16 条各項に規定されている誇大広告に抵触しないようにし、基準Ⅲ、基準Ⅳで定める事項を遵守する。</p> <p>① 安易な借入れを助長する表現、又はその疑いのある表現を排除すること。</p> <p>② ホームページアドレスを表示する場合、当該ホームページ内には、定められた啓発文言の表示があること。また、当該ホームページ内に返済シミュレーションを備えること。</p> <p>③ 同一内容の 15 秒 CM を 2 回続けて放送する、いわゆる 2 段積み放送は行わないこと。</p> <p>(5) 「放送時間帯、総量及び放映番組」については、以下の事項に留意する。(規則第 48 条)</p> <p>① 以下に定める児童・青少年に配慮する時間帯には原則として放送を行わないこと。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ <u>午前 7 時～午前 9 時</u></p> <p style="margin-left: 20px;">ロ <u>午後 5 時～午後 10 時</u></p> <p>② 全国の放送局で選定する「青少年に見てほしい番組」への放送は行わないこと。</p> <p>③ ギャンブルを主体とした番組への提供は行わず、また、当該番組前後へのスポット CM についても配慮すること。</p> <p>④ 以下に定める放送量範囲での放送とすること。(地上波放送に適用)</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 各放送エリアにおける放送総量：月間 100 本以内とし(15 秒=1 本換算)、<u>午後 10 時</u>から <u>午前 0 時</u>の時間帯の放映数上限は 50 本とすること。</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 前号に規定する放送エリアについては、次に掲げる場合を除いて一道県を 1 放送エリアとする。</p> <p style="margin-left: 40px;">(i) 関東放送エリアは、1 都 6 県(東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県)とする。</p> <p style="margin-left: 40px;">(ii) 近畿放送エリアは、2 府 4 県(大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県)とする。</p>	各項目	大きさ	秒数	備考	①貸付利率	32 級以上	2.8 秒以上	[大きさ]小数点以下については 20 級以上	②遅延損害金(利率)	12 級以上	2.8 秒以上		③年齢制限	12 級以上	2.8 秒以上		④その他の事項	8 級以上	特に指定しない	・法第 15 条及び施行規則で定める事項を表示 ・貸金業協会審査承認番号を表示 ・協会員であることを示す、協会員番号及び貸金業協会マークを表示
各項目	大きさ	秒数	備考																																						
①貸付利率	32 級以上	2.8 秒以上	[大きさ]小数点以下については 20 級以上																																						
②遅延損害金(利率)	12 級以上	2.8 秒以上																																							
③年齢制限	12 級以上	2.8 秒以上																																							
④その他の事項	8 級以上	特に指定しない	・法第 15 条及び施行規則で定める事項を表示 ・貸金業協会審査承認番号を表示 ・協会員であることを示す、協会員番号及び貸金業協会マークを表示																																						
各項目	大きさ	秒数	備考																																						
①貸付利率	32 級以上	2.8 秒以上	[大きさ]小数点以下については 20 級以上																																						
②遅延損害金(利率)	12 級以上	2.8 秒以上																																							
③年齢制限	12 級以上	2.8 秒以上																																							
④その他の事項	8 級以上	特に指定しない	・法第 15 条及び施行規則で定める事項を表示 ・貸金業協会審査承認番号を表示 ・協会員であることを示す、協会員番号及び貸金業協会マークを表示																																						

「広告審査に係る審査基準」新旧対照表

(下線部分変更箇所)

改正前	改正後
<p>(iii)東海放送エリアは、3 県(愛知県、岐阜県、三重県)とする。</p> <p>(iv)九州放送エリアは、2県(福岡県、佐賀県)とする。</p> <p>(v)鳥取・島根放送エリアは、2県(鳥取県、島根県)とする。</p> <p>(vi)岡山・香川放送エリアは、2県(岡山県、香川県)とする。</p> <p>3. 新聞、雑誌及び電話帳広告(個人向け無担保無保証貸付)に関する遵守事項等</p> <p>(1) 「貸付条件等の表示」については、規則第 53 条第 1 項で定められている以下の①～⑤の事項を施行規則第 12 条第 3 項で定めたとおり「明瞭かつ正確」に表示する。</p> <p>① 法第 15 条及び施行規則で定める事項</p> <p>イ【貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号】 商号の表示にあつては、株式会社を「(株)」、有限会社を「(有)」と省略して表示することを妨げない。</p> <p>ロ【貸付けの利率】 法第 14 条第 1 項に規定するもの。当該貸付けの種類における年率を百分率で少なくとも小数点以下 1 位まで表示し、また上限の率を表示する。なお、実質年率と表示しても差し支えないものとする。</p> <p>ハ【返済の方式並びに返済期間及び返済回数】 「返済の方式」については、一括返済方式、元利均等返済方式、元金均等返済方式、定率リボルビング方式、定額リボルビング方式、自由返済方式及びその他の方式の別を表示する。 「返済期間」及び「返済回数」については、返済の方式に応じてこれを表示する。</p> <p>ニ【賠償額の予定(違約金を含む。以下同じ。)に関する定めをする場合における当該賠償額の元本に対する割合】 その年率を、百分率で少なくとも小数点以下 1 位まで表示したものに限り。 「賠償額」の表示において、期限前償還の違約金の定めがあるときはこれを別記する。 「賠償額」の割合の表示において、遅延損害金の割合が貸付利率と同率であり、かつ、資金需要者等の誤解を招くおそれがない場合は、「同率」と表示することを妨げない。</p> <p>ホ【担保を供することが必要な場合における当該担保に関する事項】 「担保に関する事項」については、主な担保の種類及び保証人の要否を表示する。</p> <p>ヘ ホームページ又は電子メールアドレスを表示する際は、貸金業者登録簿に登録されたものを表示し、また、同登録簿に登録された電話番号も併せて表示する。</p> <p>② 貸金業協会審査承認番号 ③ 協会員番号 ④ 貸金業協会マーク ⑤ 協会が指定する商品の内容、契約、債務の返済等を含めた貸金業務全般の相談及び苦情窓口(掲載の際は罫線で囲むこと。)</p> <p>(2) 前項で定める事項を表示するにあつては、次の事項に留意する。</p> <p>① 前項①～③及び⑤の表示に際しては、文字級数を 9 級以上とする。</p> <p>② 前項②の「貸金業協会審査承認番号」を表示する際は「日金協審査承認番号 000000」(番号は 6 桁)と表示するものとするが、広告スペースの関係等やむを得ない理由がある場合は「日金協承認 000000」と省略しても差し支えないものとする。</p> <p>③ 前項③の「協会員番号」を表示する際は、「日本貸金業協会会員 第 000000 号」(番号は 6 桁)と表示するものとするが、広告スペースの関係等やむを得ない理由がある場合は、「日金協 000000」と省略しても差し支えないものとする。</p> <p>④ 前項④の貸金業協会マークを表示する際は、視認性が確保される程度の大きさとして、縦 4mm×横 4mm 以上とする。</p> <p>⑤ 前項⑤の「協会が指定する商品の内容、契約、債務の返済等を含めた貸金業務全般の相談及び苦情窓口」の表示の記載例としては以下のとおりであるが、全ての記載要件を満たす場合は、このレイアウトに限定するものではない。 (記載例(※))</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>返済等でお悩みの方は <u>日本貸金業協会(相談・苦情受付窓口)</u> 0 5 7 0 - 0 5 1 - 0 5 1 (受付時間 9:00～17:30 休:土、日、祝日、年末年始)</p> <p>※ 視認性の確保のため罫線で囲む</p> </div> <p>⑥ 広告スペースが全一段相当以下の面積である広告(※1)又は雑報広告(突き出し広告、記事中広告等を含む。)(※2)を出</p>	<p>(iii)東海放送エリアは、3 県(愛知県、岐阜県、三重県)とする。</p> <p>(iv)九州放送エリアは、2県(福岡県、佐賀県)とする。</p> <p>(v)鳥取・島根放送エリアは、2県(鳥取県、島根県)とする。</p> <p>(vi)岡山・香川放送エリアは、2県(岡山県、香川県)とする。</p> <p>3. 新聞、雑誌及び電話帳広告(個人向け無担保無保証貸付)に関する遵守事項等</p> <p>(1) 「貸付条件等の表示」については、規則第 53 条第 1 項で定められている以下の①～⑤の事項を施行規則第 12 条第 3 項で定めたとおり「明瞭かつ正確」に表示する。</p> <p>① 法第 15 条及び施行規則で定める事項</p> <p>イ【貸金業者の商号、名称又は氏名及び登録番号】 商号の表示にあつては、株式会社を「(株)」、有限会社を「(有)」と省略して表示することを妨げない。</p> <p>ロ【貸付けの利率】 法第 14 条第 1 項に規定するもの。当該貸付けの種類における年率を百分率で少なくとも小数点以下 1 位まで表示し、また上限の率を表示する。なお、実質年率と表示しても差し支えないものとする。</p> <p>ハ【返済の方式並びに返済期間及び返済回数】 「返済の方式」については、一括返済方式、元利均等返済方式、元金均等返済方式、定率リボルビング方式、定額リボルビング方式、自由返済方式及びその他の方式の別を表示する。 「返済期間」及び「返済回数」については、返済の方式に応じてこれを表示する。</p> <p>ニ【賠償額の予定(違約金を含む。以下同じ。)に関する定めをする場合における当該賠償額の元本に対する割合】 その年率を、百分率で少なくとも小数点以下 1 位まで表示したものに限り。 「賠償額」の表示において、期限前償還の違約金の定めがあるときはこれを別記する。 「賠償額」の割合の表示において、遅延損害金の割合が貸付利率と同率であり、かつ、資金需要者等の誤解を招くおそれがない場合は、「同率」と表示することを妨げない。</p> <p>ホ【担保を供することが必要な場合における当該担保に関する事項】 「担保に関する事項」については、主な担保の種類及び保証人の要否を表示する。</p> <p>ヘ ホームページ又は電子メールアドレスを表示する際は、貸金業者登録簿に登録されたものを表示し、また、同登録簿に登録された電話番号も併せて表示する。</p> <p>② 貸金業協会審査承認番号 ③ 協会員番号 ④ 貸金業協会マーク ⑤ 協会が指定する商品の内容、契約、債務の返済等を含めた貸金業務全般の相談及び苦情窓口(掲載の際は罫線で囲むこと。)</p> <p>(2) 前項で定める事項を表示するにあつては、次の事項に留意する。</p> <p>① 前項①～③及び⑤の表示に際しては、文字級数を 9 級以上とする。</p> <p>② 前項②の「貸金業協会審査承認番号」を表示する際は「日金協審査承認番号 000000」(番号は 6 桁)と表示するものとするが、広告スペースの関係等やむを得ない理由がある場合は「日金協承認 000000」と省略しても差し支えないものとする。</p> <p>③ 前項③の「協会員番号」を表示する際は、「日本貸金業協会会員 第 000000 号」(番号は 6 桁)と表示するものとするが、広告スペースの関係等やむを得ない理由がある場合は、「日金協 000000」と省略しても差し支えないものとする。</p> <p>④ 前項④の貸金業協会マークを表示する際は、視認性が確保される程度の大きさとして、縦 4mm×横 4mm 以上とする。</p> <p>⑤ 前項⑤の「協会が指定する商品の内容、契約、債務の返済等を含めた貸金業務全般の相談及び苦情窓口」の表示の記載例としては以下のとおりであるが、全ての記載要件を満たす場合は、このレイアウトに限定するものではない。 (記載例(※))</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>返済等でお悩みの方は <u>日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター</u> 0 5 7 0 - 0 5 1 - 0 5 1 (受付時間 9:00～17:30 休:土、日、祝日、年末年始)</p> <p>※ 視認性の確保のため罫線で囲む</p> </div> <p>⑥ 広告スペースが全一段相当以下の面積である広告(※1)又は雑報広告(突き出し広告、記事中広告等を含む。)(※2)を出</p>

「広告審査に係る審査基準」新旧対照表

(下線部分変更箇所)

改正前	改正後
<p>稿するにあたっては、前項②～⑤までの事項の表示は、協会の任意とする。(規則第53条第3項)</p> <p>※1.「広告スペースが全一段相当以下の面積である広告」とは、原稿のサイズが縦×横 12, 160mm²以下のものとする。(新聞紙全一段の面積が基準)</p> <p>※2. 雑報広告(突き出し広告、記事中広告等を含む。)とは、※1の基準を流用し、原稿のサイズが、縦×横 12, 160mm²より大きければ、雑報広告とはみなさない。</p> <p>(3) 「啓発文言」については、過剰借入れへの注意喚起を目的とし、以下の事項に掲げる事項につき啓発文言を文字級数9級以上で表示し、この事項を踏まえた例を示す。(規則第54条)</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 貸付条件の確認 ロ 使い過ぎ、借り過ぎへの注意 ハ 計画的な借入れ</p> <p><文言例> 「貸付条件の確認をし、借り過ぎに注意しましょう。」</p> <p>(4) 「表現内容」については、以下の事項に留意する。(規則第55条)</p> <p>また、法第16条各項に規定されている誇大広告に抵触しないようにし、基準Ⅲ、基準Ⅳで定める事項を遵守する。</p> <p>① 安易な借入れを助長する表現、又はその疑いのある表現を排除すること。</p> <p>② 比較広告を行わないこと。</p> <p>③ ホームページアドレスを表示する場合、当該ホームページ内に前項に規定する啓発文言の表示があること。また、当該ホームページ内に返済シミュレーションを備えること。</p> <p>(5) 「出稿先」については、以下の媒体へ掲出してはならない。(規則第56条)</p> <p style="margin-left: 20px;">① ギャンブル専門紙及びギャンブル専門誌 ② 風俗専門紙及び風俗専門誌</p> <p>Ⅱ. 広告出稿審査対象外の広告に関する基準</p> <p>1. 広告出稿審査対象外広告の出稿に関する留意事項</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>2. ラジオCM(個人向け無担保無保証貸付)に関する遵守事項等</p> <p>(1)「啓発文言」については、過剰借入れへの注意喚起を目的とし、安易に借入れを助長する表現又はその疑いのある表現を用いてはならない。(規則第50条)</p> <p>(2)「表現内容」については、以下の事項に留意し、その他、基準Ⅲで定める事項に留意する。(規則第51条)</p> <p style="margin-left: 20px;">① 安易な借入れを助長する表現、又はその疑いのある表現を排除すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">② ホームページアドレスを告知する場合、当該ホームページ内に定められる啓発文言の表示があること。また、当該ホームページ内に返済シミュレーションを備えること。</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 電話番号を告知する際、「申込み」という表現をとらないこと。</p> <p>(3)「放送時間帯」については、<u>22時から27時(翌日3時)</u>までの時間帯の放送を行わないよう留意する。(規則第52条)</p> <p>3. テラシ広告(個人向け無担保無保証貸付)に関する遵守事項等</p> <p>(1)「貸付条件等の表示」については、規則第53条第1項で定めている以下の事項を、施行規則第12条第3項で定めているとおり「明瞭かつ正確」に表示する。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 法第15条及び施行規則で定める事項 ② 協会番号 ③ 貸金業協会マーク ④ 協会で指定する商品の内容、契約、債務の返済等を含めた貸金業務全般の相談及び苦情窓口(掲載の際は野線で囲むこと。)</p> <p>(2) 前項で定める事項を表示するにあたっては、次の事項に留意する。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 前項①、②、④の表示に際しては、文字級数を9級以上とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">② 前項③の貸金業協会マークを表示する際は、視認性が確保される程度の大きさとして、縦4mm×横4mm以上とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 前項④の「協会で指定する商品の内容、契約、債務の返済等を含めた貸金業務全般の相談及び苦情窓口」の表示の記載例としては以下のとおりであるが、全ての記載要件を満たす場合は、このレイアウトに限定するものではない。 (記載例(※))</p>	<p>稿するにあたっては、前項②～⑤までの事項の表示は、協会の任意とする。(規則第53条第3項)</p> <p>※1.「広告スペースが全一段相当以下の面積である広告」とは、原稿のサイズが縦×横 12, 160mm²以下のものとする。(新聞紙全一段の面積が基準)</p> <p>※2. 雑報広告(突き出し広告、記事中広告等を含む。)とは、※1の基準を流用し、原稿のサイズが、縦×横 12, 160mm²より大きければ、雑報広告とはみなさない。</p> <p>(3) 「啓発文言」については、過剰借入れへの注意喚起を目的とし、以下の事項に掲げる事項につき啓発文言を文字級数9級以上で表示し、この事項を踏まえた例を示す。(規則第54条)</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 貸付条件の確認 ロ 使い過ぎ、借り過ぎへの注意 ハ 計画的な借入れ</p> <p><文言例> 「貸付条件の確認をし、借り過ぎに注意しましょう。」</p> <p>(4) 「表現内容」については、以下の事項に留意する。(規則第55条)</p> <p>また、法第16条各項に規定されている誇大広告に抵触しないようにし、基準Ⅲ、基準Ⅳで定める事項を遵守する。</p> <p>① 安易な借入れを助長する表現、又はその疑いのある表現を排除すること。</p> <p>② 比較広告を行わないこと。(※施行規則第10条の23第1項第1号又は同項第1号の2に関する広告を行う場合を除く)</p> <p>③ ホームページアドレスを表示する場合、当該ホームページ内に前項に規定する啓発文言の表示があること。また、当該ホームページ内に返済シミュレーションを備えること。</p> <p>(5) 「出稿先」については、以下の媒体へ掲出してはならない。(規則第56条)</p> <p style="margin-left: 20px;">① ギャンブル専門紙及びギャンブル専門誌 ② 風俗専門紙及び風俗専門誌</p> <p>Ⅱ. 広告出稿審査対象外の広告に関する基準</p> <p>1. 広告出稿審査対象外広告の出稿に関する留意事項</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>2. ラジオCM(個人向け無担保無保証貸付)に関する遵守事項等</p> <p>(1)「啓発文言」については、過剰借入れへの注意喚起を目的とし、安易に借入れを助長する表現又はその疑いのある表現を用いてはならない。(規則第50条)</p> <p>(2)「表現内容」については、以下の事項に留意し、その他、基準Ⅲで定める事項に留意する。(規則第51条)</p> <p style="margin-left: 20px;">① 安易な借入れを助長する表現、又はその疑いのある表現を排除すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">② ホームページアドレスを告知する場合、当該ホームページ内に定められる啓発文言の表示があること。また、当該ホームページ内に返済シミュレーションを備えること。</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 電話番号を告知する際、「申込み」という表現をとらないこと。</p> <p>(3)「放送時間帯」については、<u>午後10時から午前3時</u>までの時間帯の放送を行わないよう留意する。(規則第52条)</p> <p>3. テラシ広告(個人向け無担保無保証貸付)に関する遵守事項等</p> <p>(1)「貸付条件等の表示」については、規則第53条第1項で定めている以下の事項を、施行規則第12条第3項で定めているとおり「明瞭かつ正確」に表示する。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 法第15条及び施行規則で定める事項 ② 協会番号 ③ 貸金業協会マーク ④ 協会で指定する商品の内容、契約、債務の返済等を含めた貸金業務全般の相談及び苦情窓口(掲載の際は野線で囲むこと。)</p> <p>(2) 前項で定める事項を表示するにあたっては、次の事項に留意する。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 前項①、②、④の表示に際しては、文字級数を9級以上とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">② 前項③の貸金業協会マークを表示する際は、視認性が確保される程度の大きさとして、縦4mm×横4mm以上とする。</p> <p style="margin-left: 20px;">③ 前項④の「協会で指定する商品の内容、契約、債務の返済等を含めた貸金業務全般の相談及び苦情窓口」の表示の記載例としては以下のとおりであるが、全ての記載要件を満たす場合は、このレイアウトに限定するものではない。 (記載例(※))</p>

「広告審査に係る審査基準」新旧対照表

(下線部分変更箇所)

改正前	改正後
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 返済等でお悩みの方は <u>日本貸金業協会(相談・苦情受付窓口)</u> 0570-051-051 (受付時間 9:00~17:30 休:土、日、祝日、年末年始) </div> <p>※ 視認性の確保のため罫線で囲む</p> <p>(3)「啓発文言」については、過剰借入れへの注意喚起を目的とし、以下の事項に掲げる事項につき啓発文言を文字級数9級以上で表示し、この事項を踏まえた例を示す。</p> <p>イ 貸付条件の確認 ロ 使い過ぎ、借り過ぎへの注意 ハ 計画的な借入れ <文言例> 「貸付条件の確認をし、借り過ぎに注意しましょう。」</p> <p>(4)「表現内容」については、以下の事項に留意する。 また、法第16条各項に規定されている誇大広告に抵触しないようにし、基準Ⅲ、基準Ⅳで定める事項を遵守する。</p> <p>① 安易な借入れを助長する表現、又はその疑いのある表現を排除すること。 ② 比較広告を行わないこと。</p> <p>③ ホームページアドレスを表示する場合、当該ホームページ内に前項に規定する啓発文言の表示があること。また、当該ホームページ内に返済シミュレーションを備えること。</p> <p>(5)「出稿先」については、以下の媒体へ掲出してはならない。</p> <p>① ギャンブル専門紙及びギャンブル専門誌 ② 風俗専門紙及び風俗専門誌</p> <p>4. インターネットによる広告等(個人向け無担保無保証貸付)に関する遵守事項等</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>5. その他媒体による広告(個人向け無担保無保証貸付)に関する遵守事項等</p> <p>(1)「貸付条件等の表示」については、規則第53条第1項で定めている以下の事項を、施行規則第12条第3項で定めたとおり「明瞭かつ正確」に表示する。</p> <p>① 法第15条及び施行規則で定める事項 ② 協会員番号 ③ 貸金業協会マーク ④ 協会で指定する商品の内容、契約、債務の返済等を含めた貸金業務全般の相談及び苦情窓口(掲載の際は罫線で囲むこと。)</p> <p>(2) 前項で定める事項を表示するにあたっては、次の事項に留意する。</p> <p>① 前項①、②、④の表示に際しては、文字級数を9級以上とする。 ② 前項③の貸金業協会マークを表示する際は、視認性が確保される程度の大きさとして、縦4mm×横4mm以上とする。 ③ 前項④の「協会で指定する商品の内容、契約、債務の返済等を含めた貸金業務全般の相談及び苦情窓口」の表示の記載例としては以下のとおりであるが、全ての記載要件を満たす場合は、このレイアウトに限定するものではない。 (記載例(※))</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 返済等でお悩みの方は <u>日本貸金業協会(相談・苦情受付窓口)</u> 0570-051-051 (受付時間 9:00~17:30 休:土、日、祝日、年末年始) </div> <p>※ 視認性の確保のため罫線で囲む</p> <p>(3)「啓発文言」については、過剰借入れへの注意喚起を目的とし、以下の事項に掲げる事項につき啓発文言を文字級数9級以上で表示し、この事項を踏まえた例を示す。</p> <p>イ 貸付条件の確認 ロ 使い過ぎ、借り過ぎへの注意 ハ 計画的な借入れ <文言例> 「貸付条件の確認をし、借りすぎに注意しましょう。」</p> <p>(4)「表現内容」については、以下の事項に留意する。 また、法第16条各項に規定されている誇大広告に抵触しないものとし、基準Ⅲ、基準Ⅳで定める事項を遵守する。</p> <p>① 安易な借入れを助長する表現、又はその疑いのある表現を排除すること。 ② 比較広告を行わないこと。</p> <p>③ ホームページアドレスを表示する場合、当該ホームページ内</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 返済等でお悩みの方は <u>日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター</u> 0570-051-051 (受付時間 9:00~17:30 休:土、日、祝日、年末年始) </div> <p>※ 視認性の確保のため罫線で囲む</p> <p>(3)「啓発文言」については、過剰借入れへの注意喚起を目的とし、以下の事項に掲げる事項につき啓発文言を文字級数9級以上で表示し、この事項を踏まえた例を示す。</p> <p>イ 貸付条件の確認 ロ 使い過ぎ、借り過ぎへの注意 ハ 計画的な借入れ <文言例> 「貸付条件の確認をし、借り過ぎに注意しましょう。」</p> <p>(4)「表現内容」については、以下の事項に留意する。 また、法第16条各項に規定されている誇大広告に抵触しないようにし、基準Ⅲ、基準Ⅳで定める事項を遵守する。</p> <p>① 安易な借入れを助長する表現、又はその疑いのある表現を排除すること。 ② 比較広告を行わないこと。(※施行規則第10条の23第1項第1号又は同項第1号の2に関する広告を行う場合を除く)</p> <p>③ ホームページアドレスを表示する場合、当該ホームページ内に前項に規定する啓発文言の表示があること。また、当該ホームページ内に返済シミュレーションを備えること。</p> <p>(5)「出稿先」については、以下の媒体へ掲出してはならない。</p> <p>① ギャンブル専門紙及びギャンブル専門誌 ② 風俗専門紙及び風俗専門誌</p> <p>4. インターネットによる広告等(個人向け無担保無保証貸付)に関する遵守事項等</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>5. その他媒体による広告(個人向け無担保無保証貸付)に関する遵守事項等</p> <p>(1)「貸付条件等の表示」については、規則第53条第1項で定めている以下の事項を、施行規則第12条第3項で定めたとおり「明瞭かつ正確」に表示する。</p> <p>① 法第15条及び施行規則で定める事項 ② 協会員番号 ③ 貸金業協会マーク ④ 協会で指定する商品の内容、契約、債務の返済等を含めた貸金業務全般の相談及び苦情窓口(掲載の際は罫線で囲むこと。)</p> <p>(2) 前項で定める事項を表示するにあたっては、次の事項に留意する。</p> <p>① 前項①、②、④の表示に際しては、文字級数を9級以上とする。 ② 前項③の貸金業協会マークを表示する際は、視認性が確保される程度の大きさとして、縦4mm×横4mm以上とする。 ③ 前項④の「協会で指定する商品の内容、契約、債務の返済等を含めた貸金業務全般の相談及び苦情窓口」の表示の記載例としては以下のとおりであるが、全ての記載要件を満たす場合は、このレイアウトに限定するものではない。 (記載例(※))</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 返済等でお悩みの方は <u>日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター</u> 0570-051-051 (受付時間 9:00~17:30 休:土、日、祝日、年末年始) </div> <p>※ 視認性の確保のため罫線で囲む</p> <p>(3)「啓発文言」については、過剰借入れへの注意喚起を目的とし、以下の事項に掲げる事項につき啓発文言を文字級数9級以上で表示し、この事項を踏まえた例を示す。</p> <p>イ 貸付条件の確認 ロ 使い過ぎ、借り過ぎへの注意 ハ 計画的な借入れ <文言例> 「貸付条件の確認をし、借りすぎに注意しましょう。」</p> <p>(4)「表現内容」については、以下の事項に留意する。 また、法第16条各項に規定されている誇大広告に抵触しないものとし、基準Ⅲ、基準Ⅳで定める事項を遵守する。</p> <p>① 安易な借入れを助長する表現、又はその疑いのある表現を排除すること。 ② 比較広告を行わないこと。(※施行規則第10条の23第1項第1号又は同項第1号の2に関する広告を行う場合を除く)</p> <p>③ ホームページアドレスを表示する場合、当該ホームページ内</p>

「広告審査に係る審査基準」新旧対照表

(下線部分変更箇所)

改正前	改正後
<p>に前項に規定する啓発文言の表示があること。また、当該ホームページ内に返済シミュレーションを備えること。</p> <p>6. 屋外広告看板等に関する留意事項</p> <p>(1) 「屋外広告看板等」とは、屋外で公衆に表示される企業広告であって、以下に掲げる屋上広告看板及び壁面看板をいう。(規則第61条)</p> <p>① 「屋上広告看板」とは、建物の屋上に附帯させて設置する看板をいう。</p> <p>② 「壁面看板」とは、建物の壁面を利用した一面の盤面が100平方メートル以上の看板をいう。</p> <p>(2) 「全般的な留意事項」としては、以下の事項に留意する。(規則第62条)</p> <p>① 景観等への配慮をすること。</p> <p>② 借入れを促す表現を表示しないこと。</p> <p>③ 電話番号又はインターネットアドレスを表示する場合には、「問い合わせ先」とし、「申込先」とはしないこと。</p> <p>④ 条例等が定められている場合は、これに抵触しないこと。</p> <p>⑤ <u>24時</u>以降は消灯すること(ただし、貸金業以外をその営業収益の過半とする協会員等が設置している場合を除く)。</p> <p>(3) 「設置に関する留意事項」に関しては、多重債務者の発生を防止する目的を踏まえ、原則として、協会設立日において設置していた既設の屋外広告看板等の設置数を超えないものとする。</p> <p>ただし、以下に掲げる場合は、多重債務者の発生を防止する目的を踏まえた対応に留意しながら、設置することができる。(規則第63条)</p> <p>① 協会設立以降に新たに貸金業登録を行った新規参入業者たる協会員[ただし、協会設立時点で貸金業登録をしている協会員が総株主等の議決権(総株主、総社員又は総出資者の議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む)をいう)の100分の50を超える議決権を直接又は間接に保有している新規参入業者たる協会員を除く]が設置する場合</p> <p>② 貸金業以外の業種を主たる収益源としている協会員等が設置する場合</p> <p>③ 協会員等が所有する建物に設置する場合</p> <p>④ 合併、会社分割又は事業譲受等に伴って屋外広告看板等を継承等したときその他特段の理由が認められる場合</p> <p>(4) 「協会に対する説明」として、自己が設置する屋外広告看板等について、協会から説明が求められた場合において、(2)、(3)に則ったものであることを説明することができるように、自己の設置する屋外広告看板等において各地方自治体より交付される屋外広告物許可書などを保管するなど、適切な措置を講じなければならない。(規則第64条)</p> <p>7. 個人向け無担保無保証貸付以外の貸付け広告に関する留意事項</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>Ⅲ. 誇大広告の禁止等に関する基準</p> <p>1. 誇大広告の禁止等</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>2. 資金需要者等を誘引することを目的とした特定の商品当該貸金業の中心的商品であると誤解させるような表示又は説明</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>3. 他の貸金業者の利用者又は返済能力がない者を対象として勧誘(広告から誘引すること)する旨の表示又は説明</p> <p>この規定は、既に他の貸金業者からの借り入れが多くある者に対し、又は、失業者などの返済能力がないと思われる者に対して、新たな貸付けを行うことは、多重債務化を助長することに繋がるものと考えられ、これを防止するために規制するものと考えられる。これに抵触するおそれがあると判断されるものは、例えば以下の表現が考えられる。</p> <p>例)ア 他店利用者は非相談 イ 他店利用者大歓迎 ウ 他店利用件数は問題ではありません</p>	<p>に前項に規定する啓発文言の表示があること。また、当該ホームページ内に返済シミュレーションを備えること。</p> <p>6. 屋外広告看板等に関する留意事項</p> <p>(1) 「屋外広告看板等」とは、屋外で公衆に表示される企業広告であって、以下に掲げる屋上広告看板及び壁面看板をいう。(規則第61条)</p> <p>① 「屋上広告看板」とは、建物の屋上に附帯させて設置する看板をいう。</p> <p>② 「壁面看板」とは、建物の壁面を利用した一面の盤面が100平方メートル以上の看板をいう。</p> <p>(2) 「全般的な留意事項」としては、以下の事項に留意する。(規則第62条)</p> <p>① 景観等への配慮をすること。</p> <p>② 借入れを促す表現を表示しないこと。</p> <p>③ 電話番号又はインターネットアドレスを表示する場合には、「問い合わせ先」とし、「申込先」とはしないこと。</p> <p>④ 条例等が定められている場合は、これに抵触しないこと。</p> <p>⑤ <u>午前0時</u>以降は消灯すること(ただし、貸金業以外をその営業収益の過半とする協会員等が設置している場合を除く)。</p> <p>(3) 「設置に関する留意事項」に関しては、多重債務者の発生を防止する目的を踏まえ、原則として、協会設立日において設置していた既設の屋外広告看板等の設置数を超えないものとする。</p> <p>ただし、以下に掲げる場合は、多重債務者の発生を防止する目的を踏まえた対応に留意しながら、設置することができる。(規則第63条)</p> <p>① 協会設立以降に新たに貸金業登録を行った新規参入業者たる協会員[ただし、協会設立時点で貸金業登録をしている協会員が総株主等の議決権(総株主、総社員又は総出資者の議決権(株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む)をいう)の100分の50を超える議決権を直接又は間接に保有している新規参入業者たる協会員を除く]が設置する場合</p> <p>② 貸金業以外の業種を主たる収益源としている協会員等が設置する場合</p> <p>③ 協会員等が所有する建物に設置する場合</p> <p>④ 合併、会社分割又は事業譲受等に伴って屋外広告看板等を継承等したときその他特段の理由が認められる場合</p> <p>(4) 「協会に対する説明」として、自己が設置する屋外広告看板等について、協会から説明が求められた場合において、(2)、(3)に則ったものであることを説明することができるように、自己の設置する屋外広告看板等において各地方自治体より交付される屋外広告物許可書などを保管するなど、適切な措置を講じなければならない。(規則第64条)</p> <p>7. 個人向け無担保無保証貸付以外の貸付け広告に関する留意事項</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>Ⅲ. 誇大広告の禁止等に関する基準</p> <p>1. 誇大広告の禁止等</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>2. 資金需要者等を誘引することを目的とした特定の商品当該貸金業の中心的商品であると誤解させるような表示又は説明</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>3. 他の貸金業者の利用者又は返済能力がない者を対象として勧誘(広告から誘引すること)する旨の表示又は説明</p> <p>この規定は、既に他の貸金業者からの借り入れが多くある者に対し、又は、失業者などの返済能力がないと思われる者に対して、新たな貸付けを行うことは、多重債務化を助長することに繋がるものと考えられ、これを防止するために規制するものと考えられる。これに抵触するおそれがあると判断されるものは、例えば以下の表現が考えられる。</p> <p>例)ア 他店利用者は非相談 イ 他店利用者大歓迎 ウ 他店利用件数は問題ではありません</p>

「広告審査に係る審査基準」新旧対照表

(下線部分変更箇所)

改正前	改正後
<p>エ 今あなたは何件利用していますか オ 貸出窓口大幅拡大 カ 担保無設定融資(※不動産担保融資の場合。ただし、登記書類を預かる旨の表示をすれば可) キ 切替え・借換え(※住宅ローンの場合可)</p> <p>ク 返済でお悩みの方 ケ 多額借入中の方も コ 借金で困っている方 サ 他店〇件以上でも可 シ 他店〇〇万円以上借入れの方も可 ス 失業中の方 セ もう歩きまわる必要はありません ソ どの店よりも頼りになる当店に タ 他店とちがい、いろいろ選べます チ 他店で断られた方 ツ 借入件数多い方・借入件数が増えている方 テ 支払い金額が多くて困っている方 ト 多重債務一本化 ナ 50万円以上どなたでも ニ 高金利でお困りの方 ヌ 無理と思う方 ネ 当社で一本化</p> <p>4. 借入れが容易であることを過度に強調することにより、資金需要者等の借入意欲をそそるような表示又は説明</p> <p style="text-align: center;">〈中略〉</p> <p>5. 公的な年金、手当等の受給者の借入意欲をそそるような表示又は説明</p> <p style="text-align: center;">〈中略〉</p> <p>6. 貸付けの利率以外の利率を貸付けの利率と誤解させるような表示又は説明</p> <p style="text-align: center;">〈中略〉</p> <p>IV. その他留意事項 1. その他適切ではない表現</p> <p style="text-align: center;">〈中略〉</p> <p>2. その他必要な表示事項</p> <p style="text-align: center;">〈中略〉</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">〈中略〉</p> <p style="text-align: center;">〈追加〉</p>	<p>エ 今あなたは何件利用していますか オ 貸出窓口大幅拡大 カ 担保無設定融資(※不動産担保融資の場合。ただし、登記書類を預かる旨の表示をすれば可) キ 切替え・借換え(※住宅ローン及び施行規則第10条の23第1項第1号又は同項第1号の2に関する広告の場合可)</p> <p>ク 返済でお悩みの方 ケ 多額借入中の方も コ 借金で困っている方 サ 他店〇件以上でも可 シ 他店〇〇万円以上借入れの方も可 ス 失業中の方 セ もう歩きまわる必要はありません ソ どの店よりも頼りになる当店に タ 他店とちがい、いろいろ選べます チ 他店で断られた方 ツ 借入件数多い方・借入件数が増えている方 テ 支払い金額が多くて困っている方 ト 多重債務一本化 ナ 50万円以上どなたでも ニ 高金利でお困りの方 ヌ 無理と思う方 ネ 当社で一本化</p> <p>4. 借入れが容易であることを過度に強調することにより、資金需要者等の借入意欲をそそるような表示又は説明</p> <p style="text-align: center;">〈中略〉</p> <p>5. 公的な年金、手当等の受給者の借入意欲をそそるような表示又は説明</p> <p style="text-align: center;">〈中略〉</p> <p>6. 貸付けの利率以外の利率を貸付けの利率と誤解させるような表示又は説明</p> <p style="text-align: center;">〈中略〉</p> <p>IV. その他留意事項 1. その他適切ではない表現</p> <p style="text-align: center;">〈中略〉</p> <p>2. その他必要な表示事項</p> <p style="text-align: center;">〈中略〉</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">〈中略〉</p> <p style="text-align: center;">附 則(平成22年9月28日改正)</p> <p><u>1 この基準は、平成22年10月1日から適用する。</u></p>